

# 事業採択要件

## 国 営 事 業

### I. 国営かんがい排水事業

#### (1) 【一般型】国営かんがい排水事業

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線排水路等の農業用用排水施設の整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用用排水施設の新設、変更または廃止	1) おおむね3,000ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

#### (2) 【一般型】国営施設機能保全事業

国営土地改良事業等によって造成された農業用用排水施設の老朽化等による機能低下がみられる地域において、施設長寿命化計画を策定し、機能を保全するための整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用用排水施設の変更または廃止	1) おおむね3,000ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

#### (3) 【特別型】国営施設応急対策事業

国営土地改良事業によって造成された農業用用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査および施設の機能を保全するための整備等を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用用排水施設の変更または廃止	1) おおむね500ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

\*上記(1)～(3)の事業は、耐震化対策、地域防災対策もしくは豪雨災害対策、またはこれら2つ以上の対策と一体的に行うことができる。

採択要件：末端支配面積がおおむね300ha以上

### II. 国営農地再編整備事業

生産性の向上および地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図るため、広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
【次世代農業促進型】 区画整理または当該事業と併せ行うことが適当と認められる農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全もしくは利用上必要な施設の新設もしくは変更、客土または暗渠排水	1) 受益面積がおおむね400ha以上 (うち区画整理にかかる受益面積がおおむね200ha以上) 2) 担い手農地利用集積率が40%ポイント以上増加し、60%以上となること、または、担い手農地利用集積率が80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ha以上となること。 3) 受益地における高収益作物の作付面積の割合が10%ポイント以上増加すること、または、受益地内で生産された作物にかかる販売額が20%以上増加すること。	国

### III. 国営総合農地防災事業

国営土地改良事業等で造成された基幹土地改良施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること等から災害のおそれが広域的に生じているものの機能回復を図るための整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
【基幹施設型】 農業用用排水施設の新設、廃止または変更	1) 受益面積がおおむね3,000ha以上 (田以外の農用地を受益地とする事業にあってはおおむね1,000ha以上) 2) 末端支配面積がおおむね3,000ha以上 (田以外の農用地を受益地とする事業にあってはおおむね1,000ha以上)	国

## 補助事業

## 1. 県営かんがい排水事業

<国の事業名：農山漁村地域整備交付金、水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>  
農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路などの農業用排水施設の整備を行う

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 基幹水利施設整備型  農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。	1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの 受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの  2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（施設の長寿命化を主な目的とする場合<一般型>） ①受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となること  3) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（農地集積促進や営農転換を主な目的とする場合<特別型>） ①受益面積の合計がおおむね20ha以上であること ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上となることが確実と見込まれること	
(2) 基幹水利施設保全型  1) 機能保全計画に基づく施設の長寿命化対策の実施、ならびに水利用の合理化を図り、農業水利施設の機能を保全する。  2) 機能保全計画の策定	1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの ①施設機能の向上を主な目的としないもの ②機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ③末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ④県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること  2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（施設の長寿命化を主な目的とする場合<一般型>） ①受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となること ③県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること  3) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（農地集積促進や営農転換を主な目的とする場合<特別型>） ①受益面積の合計がおおむね20ha以上であること ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること ③県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること  4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの 採択要件の1)～3)のいずれかの要件を満たすこと  水利施設等保全高度化事業実施要綱または農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの 県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること	県

## 2. 団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）&lt;国の事業名：農山漁村地域整備交付金&gt;

基幹水利施設において突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずる

事業内容	採択要件	事業主体
国営造成施設または県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事	農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの ①県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること ②機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ③事業費が200万円以上であること	市町 土地改良区

### 3. 団体営かんがい排水事業（地域水利施設保全型）

＜国の事業名：土地改良施設突発事故復旧事業＞

末端水利施設において突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずるとともに、機能保全計画に基づく対策を実施することにより、施設機能の保全を行う

事業内容		採択要件	事業主体
団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事	土地改良施設突発事故復旧事業実施要綱に基づき実施するもの	①末端支配面積がおおむね20ha（中山間地域は10ha）以上であること ②維持管理事業計画に基づいた管理がなされていること ③機能保全計画を策定し、計画に基づいた対策や施設監視が適切に行われていること ④事業費が200万円以上であること	市町 土地改良区

### 4. 農業水利施設保全合理化事業（ソフト）

＜国の事業名：水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業＞

老朽化した農業水利施設の効率的な保全整備を行うために必要な機能診断および機能保全計画、実施計画の作成などをを行う

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 施設計画の策定	1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの	①事業費の合計が200万円以上 ②受益農業従事者数が2者以上 ③原則として国庫補助事業により造成された農業水利施設	市町 土地改良区
(2) 機能保全計画の策定	2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの		

### 5. 経営体育成基盤整備事業

(1) 経営体育成基盤整備事業（一般型・面的集積型※1）＜国の事業名：農業競争力強化農地整備事業＞

将来の農業を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤や生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する

#### 1) 農業生産基盤整備事業

事業内容	採択要件	事業主体
<b>【一般型】</b> 以下の生産基盤整備事業の事業種類のうち2以上を総合的に実施 ①農業用排水施設、②農道、③客土、④暗渠排水、⑤区画整理、⑥除磧 (営農環境基盤整備事業は、農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるもので、併せて一体的に実施するものに限る)  <b>【面的集積型】</b> 以下の生産基盤整備事業の事業種類のうち1以上を実施 ①区画整理、②暗渠排水 (営農環境基盤整備事業は、農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるもので、併せて一体的に実施するものに限る)	1) 受益面積20ha以上（中山間地域の場合 10ha以上） 2) 区画整理を行う場合は、原則30a以上の区画が2/3以上であること 3) 次のいずれかの要件であること 3-1) 担い手への農地利用集積率 生産基盤整備事業の完了時に担い手※2への経営等農用地の集積率が、以下のとおり増加すること ①集積率 40%未満 → 50%以上へ ②集積率 40～50%未満 → 10ポイント以上増加 ③集積率 50～55%未満 → 60%以上へ ④集積率 55～90%未満 → 5ポイント以上増加 ⑤集積率 90～95%未満 → 95%以上へ ⑥集積率 95%以上 → 新たな集積が図られる 3-2) 担い手への農地集約化率 生産基盤整備事業の完了時に担い手※2への経営等農用地の集約化率※3が、以下のとおり増加すること ①集約化率 23%未満 → 30%以上へ ②集約化率 23～35%未満 → 7ポイント以上増加 ③集約化率 35～38.5%未満 → 42%以上へ ④集約化率 38.5～63%未満 → 3.5ポイント以上増加 ⑤集約化率 63～66.5%未満 → 66.5%以上へ ⑥集約化率 66.5%以上 → 新たな集約化が図られる	県

※ 1 一般型：旧土地改良総合整備事業 面的集積型：旧ほ場整備事業

※ 2 担い手：認定農業者、生産組合、集落営農、農業法人、中心経営体

※ 3 集約化率：同一の担い手の経営等農用地であって、1ha以上まとまりを有する農地が占める割合

## 2) 農業経営高度化支援事業

事業内容	採択要件	事業主体																				
1) 調査・調整事業	土地利用調整および農用地の利用集積を推進するため、市町が実施する以下の調査・調整活動等を支援するもの ①関係農家の意向調査活動、②土地利用調整活動、③関係機関との調整等調査・調整活動																					
2) 中心経営体農地集積促進事業	1) 以下の要件を満足する場合、対象となる事業費に交付割合を乗じた額を上限として促進費を交付するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率(α)</th> <th>助成率</th> <th>集約化加算</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.55 ≤ α &lt; 0.65 の場合</td> <td>5.5%</td> <td>1%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>0.65 ≤ α &lt; 0.75 の場合</td> <td>6.5%</td> <td>2%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>0.75 ≤ α &lt; 0.85 の場合</td> <td>7.5%</td> <td>3%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>0.85 ≤ α の場合</td> <td>8.5%</td> <td>4%</td> <td>12.5%</td> </tr> </tbody> </table> 2) 促進費は公庫等借入金(農家負担金)の範囲内で交付され、償還費として農家負担軽減に充当されるもの	中心経営体集積率(α)	助成率	集約化加算	計	0.55 ≤ α < 0.65 の場合	5.5%	1%	6.5%	0.65 ≤ α < 0.75 の場合	6.5%	2%	8.5%	0.75 ≤ α < 0.85 の場合	7.5%	3%	10.5%	0.85 ≤ α の場合	8.5%	4%	12.5%	市町
中心経営体集積率(α)	助成率	集約化加算	計																			
0.55 ≤ α < 0.65 の場合	5.5%	1%	6.5%																			
0.65 ≤ α < 0.75 の場合	6.5%	2%	8.5%																			
0.75 ≤ α < 0.85 の場合	7.5%	3%	10.5%																			
0.85 ≤ α の場合	8.5%	4%	12.5%																			

※中心経営体集積率：事業採択時における受益面積のうち、人・農地プランにより位置付けられている「中心経営体」の経営等農用地面積が占める面積割合

※集約化加算：中心経営体に集積する農地面積の80%以上が集約化する場合の加算

## 3) 農用地等集団化事業

事業内容	採択要件	事業主体
経営体育成促進換地等調整事業 換地計画を必要とする土地改良事業を予定している地区において、換地計画を策定するための基準を作成する事業で土地改良事業着手後における換地計画の樹立および換地処分の実施を円滑に進めるための事業。	1) 経営体育成基盤整備事業(ハード事業)が行われる予定の地区にて実施すること 2) 事業実施時期はハード事業が採択される前年度、なお、特に地域の実情等から早期に着手する必要があると認められる地区においては、ハード事業採択の前々年度から実施することができる 3) ①地区内農地等状況調査、②合意形成促進、③地区内アンケート調査、④地域営農構想作成、⑤換地設計基準作成を必須業務とする	市町 土地改良区

## (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業(機構関連型) &lt;国の事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業&gt;

農地中間管理機構が借り入れている基盤整備が十分に行われていない農地について、農業者の費用負担等を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力ある農業の実現する

## 1) 農業生産基盤整備事業

事業内容	採択要件	事業主体
【機構関連型】  以下の生産基盤整備事業の事業種類のうち1以上を実施 ①農業用排水施設整備事業、 ②農道整備事業、③区画整理事業、 ④農用地造成、⑤暗渠排水事業、 ⑥客土事業、⑦除礫	1) 区画整理を行う場合は、原則30ha以上の区画が2/3以上であること 2) A.事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること イ.受益面積10ha以上(中山間地域の場合 5ha以上) ウ.農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上であること 工.事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 ※加えて、集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加することが基本 才.事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上 (販売額20%以上向上、または生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト9,600円/60kg以下)	県

※担い手：認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者

## 2) 農業経営高度化支援事業

事業内容	採択要件	事業主体
調査・調整事業	土地利用調整および農用地の利用集積を推進するため、市町が実施する以下の調査・調整活動等を支援するもの ①関係農家の意向調査活動、②土地利用調整活動、③関係機関との調整等調査・調整活動	市町 土地改良区

## 3) 農用地等集団化事業

事業内容	採択要件	事業主体
経営体育成促進換地等調整事業 換地計画を必要とする土地改良事業を予定している地区において、換地計画を策定するための基準を作成する事業で土地改良事業着手後における換地計画の樹立および換地処分の実施を円滑に進めるための事業	1) 経営体育成基盤整備事業(ハード事業)が行われる予定の地区にて実施すること 2) 事業実施時期はハード事業が採択される前年度、なお、特に地域の実情等から早期に着手する必要があると認められる地区においては、ハード事業採択の前々年度から実施することができる 3) ①地区内農地等状況調査、②合意形成促進、③地区内アンケート調査、④地域営農構想作成、⑤換地設計基準作成を必須業務とする	市町 土地改良区

## 6. 農道整備事業

### (1) 農村整備事業<国の事業名：農村整備事業 農道・集落道整備事業>

老朽化の進行が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに農村の活性化を図るため、農道等の再編・強靭化を実施する

事業内容	採択要件	事業主体
1. 強靭化型 (点検診断、更新整備、保全対策、耐震対策、路線の変更・撤去)	1) 既設農道または集落道であること 2) 以下のいずれかを満たすもの ①基幹農道であり、受益面積おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上）かつ車道幅員4m以上（中山間等についてはおおむね3m以上） ②地域防災計画において避難路等に指定されている道路および当該道路に接続する等避難・救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うもの 3) 総事業費がおおむね3,000万円以上（②、③、④に該当するものは800万円以上）であること	県、市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、共同して土地改良事業を行う者、広域活動組織※
2. 高度化型 (生産性向上・輸送コスト削減等のための改良)	1) 既設農道または集落道であること 2) 農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること 3) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること	(集落道の整備においては県、市町、広域活動組織※)
3. 調査計画策定 (農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定)	1または2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること	

### (2) 機能保全計画策定事業<国の事業名：農村整備事業 計画策定等事業>

点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討および計画の策定を行う

事業内容	採択要件	事業主体
農道橋、農道トンネル等の点検・診断および計画策定	1) 既設農道または集落道であること 2) 以下のいずれかを満たすもの ①基幹農道であり、受益面積おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上）かつ車道幅員4m以上（中山間等についてはおおむね3m以上） ②地域防災計画において避難路等に指定されている道路および当該道路に接続する等避難・救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うもの	県、市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、共同して土地改良事業を行う者、広域活動組織※  (集落道にあたっては県、市町、広域活動組織) ※

※広域活動組織：多面的機能支払交付金実施要綱 別紙5に規定する広域活動組織とする

### (3) 農道整備事業（通作条件整備型）<国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農地整備 農地整備事業 通作条件整備>

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施する

事業内容	採択要件	事業主体
基幹農道（農道網の基幹となる農道の新設・改良）	1) 受益面積 おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上） 2) 総事業費等 1億円以上、車道幅員おおむね4m以上（中山間等については車道幅員おおむね3m以上） 3) 自動車交通量のうち農業に係るもののが過半を占めるもの	県
一般農道（ほ場内の幹線となる農道等の新設・改良）	1) 受益面積 おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上） 2) 総事業費等 5,000万円以上、全幅員おおむね4.5m以上（中山間等については全幅員おおむね4m以上）	
保全対策（既設農道の点検診断、更新整備）	1) 受益面積の合計 50ha以上（中山間等については受益面積の合計おおむね30ha以上） 2) 総事業費の合計 3,000万円以上（ただし、保全対策のうち点検診断のみを行うものについては、受益面積、総事業費の要件は適用除外）	県、市町

(4) 耐震化整備事業<国の事業名：農村地域防災減災事業 地域防災機能増進事業 土地改良施設耐震対策事業>  
地震により破壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農道構造物の整備を実施することにより災害の未然防止や被害の軽減をはかるなど県民の安全性向上を目的として耐震化整備事業を実施する

事業内容		採択要件	事業主体
農道橋、農道トンネルの耐震対策	1) 大規模事業	①次のいずれかに該当すること ア.大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 イ.東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 ウ.過去に大規模地震が発生したことのある地域または今後大規模地震が発生するおそれの高い地域  ②土地改良施設である農道のうち、次のいずれかに該当するもの ア.施設周辺に主要道路、鉄道または人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ.地域防災計画において避難路等に指定されている農道または地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ウ.地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 エ.地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上(農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定)を含む。)に影響を与える施設	受益面積 400ha以上  県、市町
	2) 小規模事業	②土地改良施設である農道のうち、次のいずれかに該当するもの ア.施設周辺に主要道路、鉄道または人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ.地域防災計画において避難路等に指定されている農道または地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ウ.地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 エ.地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上(農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定)を含む。)に影響を与える施設	

## 7. 農業基盤整備促進事業

<国の事業名：農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、農山漁村地域整備交付金>

農業者の自力施工を活用し、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を、安価かつ迅速に整備を行う

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）	田畠の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑かん施設、客土、除礫		
(2) きめ細かな基盤整備（定率助成）	1) 基盤整備（暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道の整備等） 2) 調査調整（基盤整備等に関する調査等）、指導	1) 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域 2) 総事業費200万円以上 3) 受益者数2者以上 4) 1地区当たりの受益面積が5ha以上	市町、土地改良区、農業協同組合など

## 8. 土地改良施設維持管理適正化事業<国の事業名：土地改良施設維持管理適正化事業>

土地改良区等が維持管理している土地改良施設の定期的な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い整備補修について支援を行う

事業内容		採択要件	事業主体
1) 定期的な整備補修	1) 全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること		市町、土地改良区など
	2) 団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設であること		
	3) 1地区当たりの事業費200万円以上のものであること		
2) 防災減災機能強化対策の整備補修	1) 全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること		市町、土地改良区など
	2) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備であること		
	3) 1地区当たりの事業費100万円以上のものであること		

## 9. 農業水路等長寿命化事業 <国の事業名：水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業・長寿命化対策 水利施設整備>

農業用用排水施設に対し長寿命化対策を実施することにより、施設機能の保全を行う

事業内容	採択要件	事業主体	
農業用用排水施設および付帯する施設の新設、廃止または変更	1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの 2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの	1) 長寿命化・防災減災計画に位置付けられた地区であること 2) 事業費が200万円以上であること 3) 受益者数が農業者2者以上であること 1) 事業費が200万円以上であること 2) 受益者数が農業者2者以上であること 3) 受益面積が5ha以上であること	市町、土地改良区など

## 10. 農地耕作条件改善事業 <国の事業名：農地耕作条件改善事業>

多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、ハードとソフトを組み合わせて一括支援を行う

### 【地域内農地集積型】地域内の農地集積を計画的に実施する場合

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定額助成 区画拡大、暗渠排水、用排水路の更新整備等 条件改善促進支援 (2) 定率助成 農業用用排水路、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成等 ICTによる水管理や防草対策等の維持管理省力化支援等	1) 総事業費200万円以上 2) 受益者数2者以上 3) 農地中間管理機構との連携概要の策定 4) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域	市町、土地改良区、農業協同組合、農業法人など

### 【高収益作物転換型】農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合

事業内容	採択要件	事業主体
地域内農地集積型の実施に加えて行う事業 (1) 高収益作物転換プラン作成支援 (2) 高収益作物導入支援 ①定額助成 技術習得方法の検討と実践、研修会の開催等 ②定率助成 実証展示の設置運営、農業機械リース等	1) 総事業費200万円以上 2) 農業者2者以上（土地所有者を含む）が取り組むこと 3) 作付け面積のうち、1/4以上を稻作等から新たに高収益作物に転換 4) 農地中間管理機構との連携概要の策定 5) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域  ※プラン作成支援を含め、1地区あたり転換面積1/4以上の場合上限300万円～1/2以上の場合500万円を支援	市町、土地改良区、農業協同組合、農業法人など

### 【スマート農業導入推進型】スマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進

事業内容	採択要件	事業主体
(1) スマート農業導入支援 ①GNSS基地局の新設・更新 ②①と一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 ③①を実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援 (2) 定額および定率事業メニューのハード整備 (地域内農地集積型と同様) (3) 条件改善推進費、省力化支援、品質向上支援	1) 総事業費200万円以上 2) 農業者2者以上（土地所有者を含む）が取り組むこと 3) 農地中間管理機構との連携概要の策定 4) スマート農業導入推進計画の作成、農地耕作条件改善計画の作成 5) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域	市町、土地改良区、農業協同組合、農業法人など

## 11. ため池等整備事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

### (1) ため池総合整備工事

#### 1) 【地震・豪雨型】

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止する

事業内容		採択要件	事業主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性向上のためのため池改修</li> <li>・地震からの安全を確保するための管理施設の新設もしくは改修</li> <li>・豪雨による決壊の防止のために必要なため池の改修</li> </ul>	<p>&lt;農村地域防災減災事業&gt;によるもの</p>	1) 防災受益面積がおおむね70ha以上あり、かつ、受益面積がおおむね40ha以上 2) 防災受益面積がおおむね7ha以上あり、かつ、受益面積がおおむね2ha以上あって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの	県・市町
		防災受益面積がおおむね7ha以上、または、想定被害額（農外）が4,000万円以上あって、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの 総事業費がおおむね800万円（※）以上のもの （※）防災重点農業用ため池にあっては、4000万円	
<p>&lt;農業水路等長寿命化・防災減災事業&gt;によるもの</p>		1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則5か年以内	県、団体 (市町含む)

#### 2) 【一般整備型】

老朽化した単独および複数の農業用ため池の新設もしくは変更または新設と併せ行うため池の廃止の整備を行う

事業内容		採択要件	事業主体	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化したため池の新設、変更</li> <li>・新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備または管理施設の整備</li> </ul>	<p>&lt;農村地域防災減災事業&gt;によるもの</p>	1) 受益面積がおおむね100ha以上 (中山間地域においてはおおむね70ha以上) 2) 総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域においてはおおむね3,000万円以上) (※) 防災重点農業用ため池にあっては、4,000万円	県、市町	
		1) 受益面積がおおむね2ha以上 (高度な技術を要する場合にあっては2ha以上) 2) 総事業費がおおむね800万円以上のもの		
		1) 受益面積がおおむね2ha～5haのもの 2) 総事業費がおおむね800万円以上のもの		
<p>ため池廃止</p>		1) 新設と併せ行う廃止 2) 診水量1000m <sup>3</sup> 以上、事業費800万円以上	県、市町	
<p>&lt;農業水路等長寿命化・防災減災事業&gt;によるもの</p>		1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則5か年以内	県、団体 (市町含む)	

#### (2) ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止または洪水機能調節の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

事業内容		採択要件	事業主体
<p>複数のため池を対象に行う改修等の施設の整備</p>	<p>&lt;農村地域防災減災事業&gt;によるもの</p>	1) 防災重点ため池を含むもので2箇所以上のため池を対象とするもの 2) 受益面積合計が概ね80ha以上 3) 防災受益面積合計が概ね200ha以上または、農業外被害額合計が10億円以上のもの	県
		1) 防災重点ため池を含むもので2箇所以上のため池を対象とするもの 2) 受益面積合計が概ね10ha以上 3) 防災受益面積合計が概ね20ha以上または、農業外被害額合計が1億円以上のもの	

### (3) 実施計画策定等

当該事業に必要な実施計画策定や、ため池の劣化状況評価および地震・豪雨耐性評価を実施する。また、ハザードマップの作成や、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロール等を行う

事業内容		採択要件	事業主体
ため池緊急防災対策情報整備	<農村地域防災減災事業>によるもの		県、団体 (市町含む)
・実施計画策定 ・耐震性点検・耐震化対策整備計画策定	<農村地域防災減災事業>によるもの	受益面積2ha以上	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 受益面積2ha未満 2) ハード整備（廃池含む）と併せ実施	
・ハザードマップ作成	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	
・監視管理体制の強化	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	

### (4) ため池緊急防災環境整備事業

災害の発生を未然に防止するために必要な、観測機器や排水ポンプの設置等や施設の軽微な補修の実施、ため池の統廃合および代替水源の確保等を行う

事業内容		採択要件	事業主体
監視・管理体制の強化	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 受益面積が概ね2ha以上	県、団体 (市町含む)
危機管理対策	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	ため池において行うもの	
緊急的な防災対策	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 受益面積が概ね2ha以上	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	
地域防災上のリスク除去 (ため池の廃止)	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 代替水源の確保を伴うため池の廃止 2) 防災重点農業用ため池 3) 農外被害額500万円以上 4) 受益面積が概ね2ha以上	県、市町
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 農外被害額500万円以上	県、団体 (市町含む)

## 12. 用排水施設整備事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

ため池以外の農業用用排水施設の他動的要因に起因する災害防止のための変更、新設およびこれらの附帯施設の整備を行う

事業内容		採択要件	事業主体
築造後における自然的・社会的条件的状況の変化、他動的要因に起因する溢水被害等を防止する農業用用排水施設の新設または変更	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 受益面積がおおむね400ha以上 (中山間地域においてはおおむね200ha以上) 2) 総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域においてはおおむね3,000万円以上)	県
		1) 受益面積がおおむね200ha以上 (中山間地域においてはおおむね100ha以上) 2) 総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域においてはおおむね3,000万円以上)	団体 (市町含む)
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	受益面積がおおむね20ha以上（中山間地域においてはおおむね10ha以上）、かつ、総事業費が800万円以上のもの	県、団体 (市町含む)
		1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則3か年以内	

### 13. 農業用河川工作物応急対策事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

治水上災害の危険がある農業用河川工作物および耐震補強対策の必要がある土地改良施設について、緊急に整備補強等の改善措置を講じ、洪水、地震等による災害の未然防止を図る

事業内容		採択要件		事業主体
頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の整備補強、撤去および撤去に伴う整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	大規模事業	総事業費がおおむね1億円以上	県
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	小規模事業	総事業費がおおむね800万円以上	
農業用道路横断工作物の耐震補強整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	小規模事業	1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則3か年以内	県、団体(市町含む)
			総事業費がおおむね800万円以上	

### 14. 特定農業用管水路等特別対策事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

石綿等による影響を防止するため、石綿等が使用されている農業用管水路の撤去およびこれを一体的に行う農業用排水路の変更および石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う石綿等の除去および、これと一体的に行う当該土地改良施設の変更

事業内容		採択要件		事業主体
・石綿セメント管の撤去・更新	<農村地域防災減災事業>によるもの	受益面積がおおむね20ha以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること	県	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	受益面積がおおむね10ha以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること		
・石綿セメント管が使用されている土地改良施設の石綿使用部の除去・更新	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること 2) 事業費の合計が200万円以上 3) 受益農業従事者数が、2者以上 4) 工事工期が原則3か年以内	県、団体(市町含む)	

### 15. 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策事業）<国の事業名：農村地域防災減災事業>

施設周辺に主要道路、鉄道または人家があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設や農道橋、農道トンネルの耐震化対策等およびこれらと一体的に整備するもの

事業内容		採択要件		事業主体
(1) 土地改良施設耐震対策事業	1) 大規模事業	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ防災受益がおおむね400ha以上のもの	県、市町	
	2) 小規模事業	耐震化対策整備計画が策定されており、総事業費がおおむね800万円以上、または防災受益がおおむね30ha以上のもの		
(2) 農道橋等の耐震化対策	1) 大規模事業	耐震化対策整備計画が策定され、防災対策の必要性が整理されており、かつ防災受益がおおむね400ha以上のもの	県、市町	
	2) 小規模事業	耐震化対策整備計画が策定され、防災対策の必要性が整理されており、総事業費がおおむね800万円以上、または防災受益がおおむね30ha以上のもの		

### 16. 安全対策施設事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業>

農業水利施設への転落等による被害の防止を図るために安全施設の整備

事業内容		採択要件		事業主体
・農業水利施設への転落等による被害の防止を図るために安全施設の整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	・農業水利施設の安全対策実施方針に定められた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上。ただし定額補助により整備を実施しようとする場合は以下の要件を全て満たすこと (1) 国営造営施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること (2) 過去において、事故が発生した箇所又は県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること (3) 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること (4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること		県、団体(市町含む)

## 17. 地すべり防止対策事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業>

地すべり等防止法により指定された地すべり防止区域において、農地・農業用施設はもとより、人家や公共施設を地すべりから守るための防止工事を行うとともに、地すべり防止施設の長寿命化対策工事を行う

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 地すべり防止工事	<農村地域防災減災事業>によるもの	総事業費7,000万円以上	県
(2) 地すべり防止施設 長寿命化対策工事	<農村地域防災減災事業>によるもの	総事業費おおむね800万円以上	

## 18. みずまし事業 <国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

農業用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去による良質な用水の確保、または、公共用水域に排出される農業排水の浄化による農村地域の環境保全を図るために、溝畦漏水防止対策や、循環かんがい施設、ヨシなどの水生植物が有する自然浄化機能を利用した浄化施設などの整備を行う事業である

また、管理運営体制の整備および施設の最適運用を行うための支援事業をあわせて実施できる

事業内容		採択要件	事業主体
1.農業用排水施設整備 (1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止、もしくは変更またはこれと併せて行う客土 (2) 水質浄化施設整備 (3) 処理施設整備 (4) 併せ行う施設整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	1)、2) のいずれかを満たすもの 1) 農村振興局長が定めた水質基準、または、県農業用水基準の条件に該当する地域であって、次の受益面積を満たすもの ①【大規模事業】 受益面積の合計がおおむね400ha以上のものであって、次のいずれかに該当するもの ア.老朽化したため、または周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため生じるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの イ.農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ.地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、もしくは農作物の効率が低下することを防止するため必要があるもの、または地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの ②【小規模事業】 受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの 2) 農業用排水施設内の水質および農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの	1.県、団体 (市町含む) 2.県、市町
2.水質保全施設整備 (1) 水質浄化施設整備 (2) 処理施設整備 (3) 環境保全施設整備 (4) 面源負荷抑制施設整備 (5) 併せ行う施設整備	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの ※1. (1) 併せて行う客土は実施できない	(1) 事業費の合計が200万円以上 (2) 受益農業従事者数が2者以上 (3) 工事工期が原則3か年以内 (4) 1)、2) のいずれかの地域で行うもの 1) 農村振興局長が定めた水質基準、または、県農業用水基準の条件に該当する地域 2) 農業用排水施設内の水質および農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域	県、団体 (市町含む)
3.支援事業	<農村地域防災減災事業>によるもの	湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流入出負荷実態の把握および検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管を普及するための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウの条件を満たすもの ア.2.水質保全施設整備と併せて行うもの イ.支援事業実施期間は、原則として2.水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする ウ.支援事業費は2.水質保全施設整備の費用の5%以内とする	県、市町

4.水質保全施設改修工事	<農村地域防災減災事業>によるもの	管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であるもの 1) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の1) の地域で整備した施設 ①整備事業が大規模事業の場合 受益面積の合計がおおむね400ha以上のものであつて、1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の1) ①【大規模事業】のアからウまでのいずれかに該当するもの ②整備事業が小規模事業の場合 受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの 2) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の2) の地域で整備した施設 受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの	県、団体(市町含む)
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が2者以上 3) 工事工期が原則3か年以内 4) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更であるもの 5) 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であること	

## 19. 土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業 <国の事業名：土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業(補助)>

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物（トランス、コンデンサ等）を処理するために必要となる収集運搬や、PCB含有塗膜調査等に要する経費を助成する

事業内容	採択要件	事業主体
(1) PCB廃棄物の処理施設までの収集運搬に要する経費		
(2) 土地改良施設のPCB含有塗膜調査等に必要な経費	1) 塗膜を剥離する際の飛散防止のための仮設物設置 2) 塗膜の剥離作業 3) 塗膜中のPCB含有濃度の分析調査 4) 塗膜中にPCBが含まれていた場合の処分（運搬含む） 5) 塗膜剥離後の再塗装 ※調査対象施設：昭和41～49年に建設または塗装の塗り替えが行われた土地改良施設	施設管理者が管理する土地改良施設に、PCB廃棄物特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在すること 県、市町土地改良区など
※低濃度PCB廃棄物の処理期限：令和9年3月31日		

## 20. 農業集落排水事業 <国の事業名：農山漁村地域整備交付金、農村整備事業>

農業振興地域内の農業集落から発生する汚水（し尿、生活排水など）や雨水などを適正に処理するための施設もしくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する

供用開始後7年以上経過した施設については、機器更新や、人口増加、水質基準強化など既存施設を取りまく状況の変化に対応するため、既存施設の機能強化対策を実施

また、計画的に機能強化対策を実施するため、施設の機能診断実施および最適整備構想の策定を行う

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 新設整備または改築（機能強化）	最適整備構想が策定されており、改築に要する費用の額が200万円以上であり、かつ供用開始7年以上を経過していること	市町、土地改良区
(2) 実施設計	(1) の事業施行に必要な調査および計画策定であること	
(3) 機能診断および最適整備構想策定	施設の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町内に整備された施設であること	市町

## 21. 集落基盤再編事業 <国の事業名：農山漁村地域整備交付金>

農村集落およびその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に実施する

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 農業生産基盤整備事業 ほ場整備、農業用用排水施設整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良または保全、客土事業、暗渠排水事業	1) 共通事項 農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象としていること 2) 農業生産基盤整備事業、集落基盤整備事業 ①農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施するもしくは農村生活環境整備事業のみを実施すること。 ②農業生産基盤整備事業のほ場整備事業を土地改良事業として行う場合には、おおむね20ha以上の地積にわたる土地を受益地とすること ③集落基盤整備事業の歴史的・文化財保護法に基づく重要文化財として指定され、もしくは指定登録されることが確実と認められる土地改良施設であること イ.当該施設の支配面積が20ha以上であること	県、市町、土地改良区など
(2) 農村生活環境整備事業 農業集落道整備、営農飲雜用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、生態系保全施設整備、地域資源利活用施設整備、施設補強整備、地域農業活動拠点施設整備、市民農園整備、情報基盤施設整備、施設環境整備、歴史的土地改良施設保全整備、集落土地基盤整備、活性化施設整備、集落環境管理施設整備、交流施設基盤整備、施設集約整備、交換分合	事業実施は1年以内	
(3) 実施計画策定事業 農業生産基盤のみまたは農業生産基盤および農村生活環境の再編・整備の実施に際し、計画を策定		

## 22. 中山間地域総合整備事業

### (1) 総合整備事業 <国の事業名：中山間地域農業農村総合整備事業>

中山間地域の特色ある営農の確立に向けて、生産性の向上、農業者の所得確保および生産基盤の維持のための基盤整備と生産・販売施設等整備を一体的に行う事業

事業内容	採択要件	事業主体
農業生産基盤整備事業 (1) 農業用用排水施設、(2) 農道、(3) 区画整理、(4) 農用地造成、(5) 農地防災、(6) 客土、(7) 暗渠排水、(8) 農用地改良・保全、(9) 土地基盤の再編・整序化、(10) 埋蔵文化財調査  農村振興環境整備事業 (1) 農業集落道、(2) 営農飲雜用水施設、(3) 農業集落防災安全施設、(4) 用地整備、(5) 生産・販売・交流・農泊等施設、(6) 情報基盤施設、(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、(8) 農村資源利活用推進施設整備、(9) 交換分合	①中山間地域等かつ林野率50%以上、全農用地面積の50%以上が主傾斜おおむね100分の1以上であること ②地域の所得確保を図る地域であり、かつ、生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域であること（具体的には、販売額の増加、もしくは営農コストまたは集出荷・加工コストの削減について、地区毎に独自の数値目標を設定） ③農業生産基盤整備事業(1)～(8)のうち、2つ以上を総合的に実施すること ④農業生産基盤整備事業(1)～(8)の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること ⑤農業生産基盤整備事業(9)については、事業計画区域の受益地となる農地面積の割合がおおむね7割であること、かつ、緊急性を要すること、かつ、県が事業実施主体となることが適当であること	県、市町 (農村振興環境整備事業の(5)および(8)については、県、市町、地域協議会など)

## (2) 中山間地域総合整備事業

&lt;国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型&gt;

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤および農村生活環境等の整備・再編を実施する事業

事業名	採択要件	事業区分	事業主体
1) 集落型事業	①一般型 ア.県営:受益面積おおむね60ha以上 団体営:受益面積おおむね20ha以上 イ.農業生産基盤整備事業および農村生活環境整備事業、またはこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業を実施 ウ.保全管理等事業を実施する場合は、農地面積に対して受益地となる生産区域の農地面積の割合がおおむね7割程度は確保できる見通しであること	1つの集落または一体的なつながりを有する複数の集落を対象	県、市町
	②生産基盤型 ア.県営:受益面積おおむね20ha以上 団体営:受益面積おおむね10ha以上 イ.農業生産基盤整備事業のほ場整備事業を行うもの		
	③生活環境型 農村生活環境整備事業および特認事業のうち2以上の事業を実施		
2) 広域連携型事業	ア.受益面積おおむね60ha以上 イ.農業生産基盤整備事業および農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業を実施	市町全域から複数市町に及ぶ広域地域を対象	

## (3) 農地環境整備事業

&lt;国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 農地環境整備型&gt;

農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去または耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全および優良農地の保全を図るために行う事業

事業名	採択要件	事業主体
一般型	1) 農地面積に対して受益地となる生産区域の農地面積の割合がおおむね7割程度は確保できる見通しであること 2) 生産区域における農業生産基盤整備事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること	県、市町

### 23. 災害復旧事業<国の事業名：適宜>

台風、豪雨、地震等の異常な天然現象により被害が生じた農地および農業用施設を対象に、速やかな原形復旧を実施する

なお、災害復旧事業だけでは再度災害の恐れがある場合、災害関連事業により隣接残存施設を含めて災害原因の除去や補強を実施できる

\*異常な天然現象とは、豪雨（24時間雨量80mm以上、時間雨量20mm以上等）、洪水（被災箇所の水位がはん濫注意水位または河岸高の1/2以上）、暴風（10分間平均風速15m/sec以上）、高潮、波浪、融雪による異常水位、地震、干ばつ、地すべり、落雷等をいう

事業内容	採択要件		事業主体
(1) 農地災害復旧事業【暫定法】	災害により被害を受けた農地を復旧する事業 田、畠の原形復旧や排土、客土工事のほか、災害が大規模である場合、区画変更、代替開墾を行うこともできる	1箇所工事費40万円以上	
(2) 農業用施設災害復旧事業【暫定法】	災害により被害を受けた農業用施設（ため池、頭首工、用・排水路、揚水機、農道、橋梁、農地保全施設等）を復旧する事業 原形復旧または、従前の効用を回復する工事を行うもの 応急工事も実施できる	1箇所工事費40万円以上	県、市町 土地改良区
(3) 地すべり防止施設災害復旧事業【負担法】	農林水産大臣の指定する区域で地すべり防止施設が被害を受けた場合に、復旧を行うもの	1箇所工事費120万円以上	県
(4) 災害関連事業	1) 農業用施設災害関連事業	農業用施設が再度災害により被害を受けることを防止するために、隣接残存施設等の改築または補強する工事、将来起こり得る現象に対応できる安定度を持たせる工事を、災害復旧事業とあわせて行うもの	①1箇所工事費が200万円以上で、かつ災害復旧工事費を越えないもの ②他に改良計画がなく事業効果が大なもの（ただし、利用上の機能を増大することはできない） 県、市町 土地改良区
	2) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施した物に限る）を復旧する事業 ただし落雷は単独でも実施できる	1箇所工事費が200万円以上で、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施行中に生じたものでないもの 市町 土地改良区など
	3) 地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止施設災害復旧事業と合併して施行する事業であって、当該被災施設またはこれを含めた一連の施設の新設または改良を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止するもの	1箇所工事費が原則として800万円以上で、かつ併せて施工する復旧事業の工事費を超えないもの 県
	4) 災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を行うもの	1箇所当たりの事業費が600万円を超えるもの 県

## 単独事業

## i. 小規模土地改良事業&lt;県単独事業&gt;

国庫補助の対象とならない農地・農業水利施設の新設・改良・補修事業、または緊急性のある農業水利施設の補修事業に対して補助金を交付する

事業内容	採択要件	事業主体
(1) かんがい排水	農業用排水施設の新設、廃止または変更であって受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって、受益戸数2戸以上のもの	市町、 土地改良区、 農業協同組合、 共同施行
(2) ほ場整備事業	農用地の区画整理であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(3) 暗渠排水事業	農用地の暗渠排水であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、(ただし連担するほ場の暗渠排水は1ヘクタール以上) 20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(4) 客土事業	農用地の客土であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(5) 農道整備事業	1) 農道の新設または改良であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上、延長200メートル以上であり、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの 2) 農道橋の新設または改良であって、受益面積が1) の条件に適合し、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの	
(6) 水田反復利用施設事業	一般的な農村環境保全対策として推進する以下の1) または2) に該当する事業 1) 農業用排水施設の新設、更新または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上であり、かつ、集水面積内に3ヘクタール以上の農用地(区画整理が施行済みかもしくは施行中で用排水が分離された水田)を有する排水路反復利用施設整備 2) 1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上で次に掲げるもの ①自動給水栓設置(半自動含む) ②農業排水流出抑制施設設置 ③各筆反復利用施設整備 ④田面地均整備 ⑤魚類遡上施設整備 3) 農業排水循環利用促進事業の実施に必要となる導水施設および観測機器の補修または更新	
(7) ため池等整備事業	1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早期に整備を要する農業用のため池頭首工・樋門等の改修ならびに、これらの付帯施設および洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設または改修であって、事業費が8百万円未満のもの 2) ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万m <sup>3</sup> 以下で、かつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000m <sup>2</sup> 未満であって、事業費が1,000万円未満のもの 但し、貯水量がおおむね10万m <sup>3</sup> 以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万m <sup>3</sup> 以上のものを除く	
(8) 土地改良施設整備補修事業	1) 土地改良施設の機能維持を図るため行う、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修 2) 農道の路面の改良、補修(延長が200メートル以上全幅員2メートル以上) 3) 緊急を要する用水管路等の補修	
(9) 県有施設整備補修事業	県営(県営代行を含む)で造成された土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修または改修で、下記要件を全て満たすもの 1) 本事業完了後に当該財産の譲受の見込みがあること 2) 平成29年度以前に事業完了している地区であること 3) 「過年度造成土地改良財産 譲与保留台帳」に記載され、その原因が「施設の老朽、不備等により、譲受を拒否されているもの」として承認された施設	市町、 土地改良区
(10) 農村道路舗装事業	農道用道路または農業集落内生活関連農道の舗装であって、全幅員2メートル以上で、かつ、延長が200メートル以上のもの	市町、 土地改良区、 農業協同組合、 共同施行
(11) 農村集落用排水施設新設改良事業	農業集落内の農業用排水路およびこれに付帯する施設(集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画上必要なもの)の変更または新設であって、1団地の面積がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満(ただし特別な場合を除く)であって受益戸数2戸以上のもの	
(12) 地すべり防止対策事業	地すべり防止地域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第1条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域)内において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修	

(13) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業	1) 滋賀県内の県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている次に掲げる低濃度PCB廃棄物を処理するもの ①低濃度PCBの含有が確認された絶縁油 ②低濃度PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器 ③低濃度PCB絶縁油が付着し、また封印されたドラム缶、ウエス等 2) 事業実施期間は、平成27年度から令和8年度までの12年間とする	土地改良区
(14) 基幹水利施設保全事業	3.団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に準ずる	市町、土地改良区

## ii. ミニ土地改良施設維持管理適正化事業<県単独事業>

土地改良区等が維持管理している土地改良施設の定期的な整備補修および、緊急整備補修について支援を行う

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定期的な整備補修	1) 滋賀県土地改良事業団体連合会が管理運営するミニ土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること 2) 団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設であること 3) 1地区当たりの事業費が、50万円以上200万円未満のこと	市町、土地改良区など
(2) 緊急整備補修	1) 国・県営事業により造成された施設であって、耐用年数以内の施設であること 2) 1地区当たりの事業費が50万円以上であること（1団体の加入限度額は200万円）	

## iii. 県単小災害復旧事業<県単独事業>

農地および農業用施設に係る災害復旧のため、市町、土地改良区が行う災害復旧事業に要する経費のうち、暫定法の適用を受けない小規模な災害復旧事業に対して補助するもの

事業内容	採択要件	事業主体
農地および農業用施設に係る災害復旧	(1) 補助の対象となる災害原因は、暫定法が対象としている災害原因に準じるものとする (2) 補助の対象となる災害は、特定農山村法等地域振興立法の指定地域または平均傾斜度1/20以上の地域における災害とする (3) 1箇所の復旧事業費は13万円以上で40万円未満のものとする	市町、土地改良区

## iv. ふるさと・水と土保全対策<国の事業名：中山間ふるさと・水と土保全対策事業>

### 【しがのふるさと支え合いプロジェクト】

農村の共同活動の再生や地域の魅力を高める活動および農村集落と協働して活動を行う企業・大学・NPOなどを支援

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 中山間ふるさと農村支え合い事業	協働活動主体への支援 3年以上継続して集落と協働活動を行う主体に活動費・資材購入費等を支援（初年度のみ）	企業、大学、NPOなど
(2) しがのふるさと活力づくり支援事業	1) 計画策定支援 活性化に向けた話し合いや計画書を作成するための取組を支援（「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」または「中山間地域等直接支払交付金」に取り組む地域は除く） 2) 実践集落支援 多様な主体と協働・連携または単独で活性化を図る取組を支援	

## v. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策&lt;国の事業名：多面的機能支払交付金&gt;

農業・農村のもつ多面的機能を適切に維持・発揮し、豊かな恵みを育む農村を良好な姿で次の世代に引き継ぐため、農家、非農家、地域住民が協力して行う農地や農業用施設、農村の自然環境を守る地域ぐるみの共同活動を支援

事業内容		交付単価 (円/10a)	採択要件・支援対象	事業対象
(1) 農地維持支払	田	2,200	<p>【必須活動】</p> <p>①地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>◆施設の点検</p> <p>◆年度活動計画の策定</p> <p>◆農地法面・ため池の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの実践活動</p> <p>◆事務・組織運営等に関する研修</p>	農業者のみまたは農業者および地域住民等で構成する活動組織・広域活動組織
	畑	1,500	<p>【必須活動】</p> <p>②地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>◆構造変化に対応した体制拡充および強化</p> <p>◆地域資源保全管理構想の策定</p>	
	草地	180		
(2) 資源向上支払(共同)	標準型	田	<p>【必須活動】</p> <p>ア) 施設の軽微な補修 (機能診断・実践活動)</p> <p>◆計画に位置付けた全施設等を对象に、必要な取組を毎年度実施 (機能診断結果に基づき実施の必要性を判断)</p> <p>◆機能診断・補修技術等に関する研修</p>	農業者および地域住民等で構成する活動組織・広域活動組織
		畑	<p>【選択活動】</p> <p>ウ) 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>◆上記のア)とイ)の取組を行ったうえで、</p> <p>○遊休農地の有効活用</p> <p>○防災・減災力の強化</p> <p>○農村環境保全活動の幅広い展開などを実施</p>	
		草地	120	
	環境保全型	田	1,800	
		畑	1,080	
		草地	180	
	防災減災型	田	1,800	
		畑	800	
		草地	120	
	生態系保全型	田	1,800	
		畑	800	
		草地	120	
3) 資源向上支払(長寿命化)	田	4,400	<p>◆水路整備</p> <p>○整備後30年以上経過し、機能診断の結果、劣化度が顕著である用水路を最優先とした施設の補修・更新の実施</p>	
	畑	2,000	<p>◆生物多様性水路</p> <p>○整備後30年以上が経過した排水路の補修・更新とあわせて、生きものが生息できる場所の確保(生息・生育環境を確保)、または水田と排水路を魚道などでつないで連続性を確保(移動経路を確保)する施設整備の実施</p>	
	草地	400		

## vi. 中山間地域等直接支払交付金<国の事業名：中山間地域等直接支払交付金>

農業の生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動等を行う農業者に対して、面積に応じて直接支払を実施し、荒廃農地の発生防止、国土や景観保全などの多面的機能の確保を図る

対象地域	傾斜基準		交付単価 (円/10a) 上段：基礎単価 下段：体制整備単価	対象者	対象となる活動
(1) 特定農山村法等地域振興立法の指定地域	田	急傾斜 (1/20以上)	16,800 21,000	集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等	1) 基礎単価：農業生産活動等を維持するための活動 ①農業生産活動等 例：荒廃農地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（草刈り、泥上げ等） ②多面的機能を増進する活動 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護
		緩傾斜 (1/100以上 1/20未満)	6,400 8,000		2) 体制整備単価：体制整備のための前向きな活動 ①・②の活動に加え、以下の活動を実施 ③集落戦略（6～10年後の集落の将来像）の作成 ・協定農用地一筆ごとの将来像と課題 ・集落全体の課題と対策
(2) 知事が指定する条件不利地域（特認地域）	畑	急傾斜 (15°以上)	9,200 11,500		
		緩傾斜 (8°以上 15°未満)	2,800 3,500		